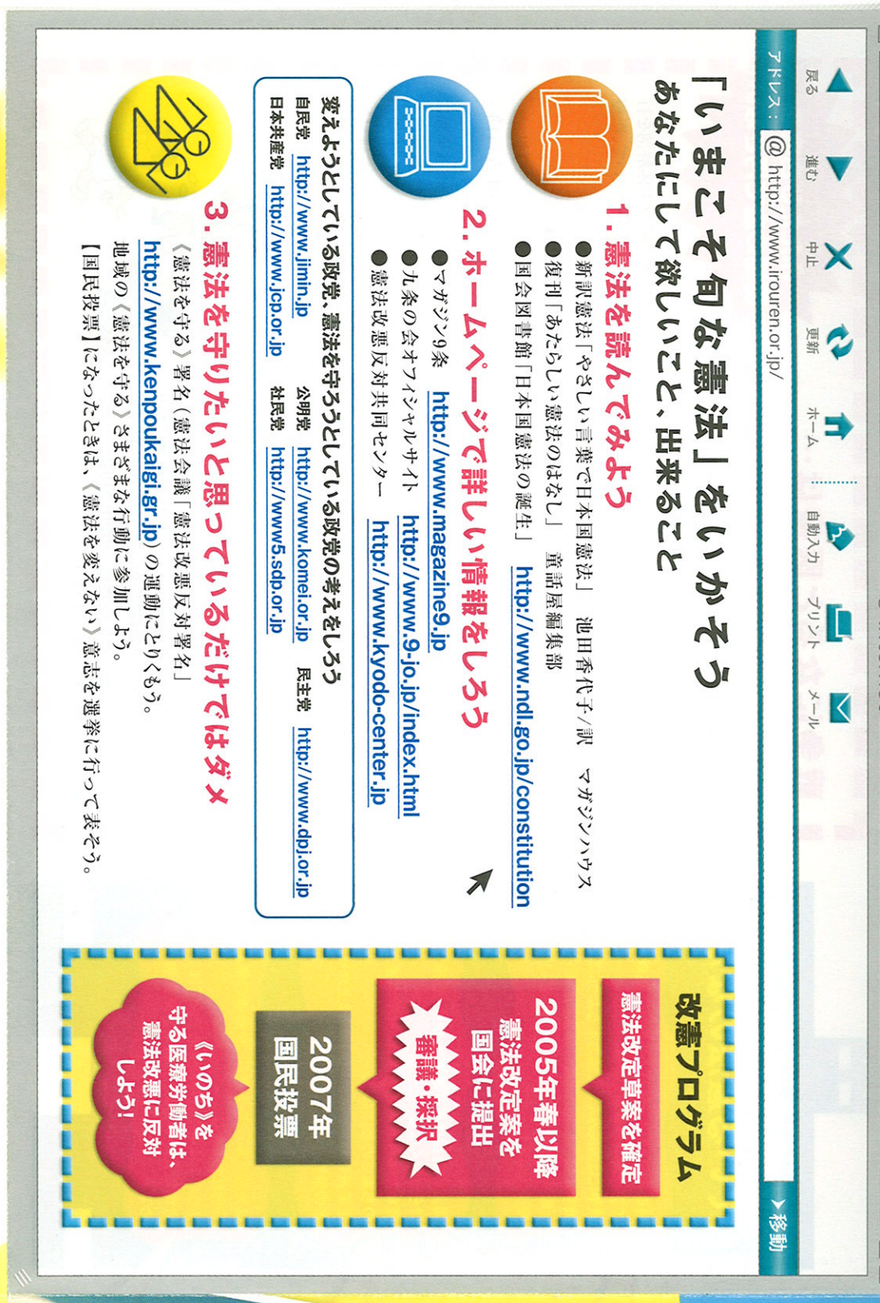

日本国憲法　前文

一九四六年十一月三日公布・一九四七年五月三日施行

日本のわたしたちは、
正しい方法でえらばれた国会議員をつうじ、
わたしたちと子孫のために、かたく心に決めました。
すべての国々と平和に力をあわせ、
その成果を手にいれよう、自由の恵みを、この国に
くまなくいきわたらせよう、政府がひきおこす
恐ろしい戦争に二度とそうされないようにしよう、と。

わたしたちは、主権は人びとのものだとたからかに宣言し、
この憲法をさだめます。国政とは、その国の人びとの信頼を
なによりも重くうけとめてなされるものです。
その権威のみなもとは、人びとです。その権限をふるうのは、人びとの代表です。
そこから利益をうけるのは、人びとです。これは、人類に共通する
おおもとの考え方で、この憲法は、この考え方をふまえています。わたしたちは、
この考え方とあいいれないいっさいの憲法や、法令や、詔勅をうけいれません。
そういうものに従う義務はありません。

日本のわたしたちは、平和がいつまでもつづくことを強く望みます。
人と人との関係にはたらくべき気高い理想を深く心にさぐります。
わたしたちは、世界の、平和を愛する人びとは、
公正で誠実だと信頼することにします。
そして、そうすることにより、わたしたちの安全と命をまもろうと
決意しました。わたしたちは、平和をまもろうとつとめる国際社会、
この世界から、圧制や隷属、抑圧や不寛容を永久になくそうと
つとめる国際社会で、尊敬されるわたしたちになりたいと思います。
わたしたちは、確認します。
世界のすべての人びとには、恐怖や貧しさからまぬがれて、
平和に生きる権利があることを。

わたしたちは信じます。
自分の国さえよければいいのではなく、どんな国も、
政府のモラルをまもるべきだ、と。
そして、このモラルにしたがうことは、独立した国で
あろうとし、独立した国として他の国々にと
つきあおうとする、すべての国のつとめだ、と。

日本のわたしたちは、誓います。
わたしたちの国の名誉にかけて、
この気高い理想と目的を実現するために、
あらゆる力をかたむけることを。

（新訳憲法　『やさしいことばで日本国憲法』
池田香代子さん訳・マガジンハウス　より）

主人公は私たち国民

国の主人公が天皇であった旧憲法のもと、日本は戦争で多くの犠牲者を出しました。戦後、戦争と戦前の軍国主義への反省から生まれた今の憲法は、二度と同じ過ちを繰り返さない誓いをこめて戦争を放棄し（憲法第9条）、国の主人公は国民であると「国民主権」（第11・97条）を宣言し、国の権力をしばりました（第98・99条）。

国の権力はとても強く、私たち国民は弱く、権利は侵されやすくもろいものです。私たち国民も、憲法がちゃんと守られるようにつねに努力しなくてはいけません（第12条）。